二　哺乳綱		
（一）　ねこ目		
いたち科	（略）	
	テン（マルテス・メランプス）（亜種ツシマテン（マルテス・メランプス・ツエンスィス）を除く。）	
	イタチ（ムステラ・イタツィ）（オスに限る。）	
	シベリアイタチ（ムステラ・スィビリカ）（長崎県対馬市の個体群以外の個体群）	
	ミンク（ムステラ・ヴィソン）	
	アナグマ（メレス・メレス）	
（略）		

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年七月十五日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二　哺乳綱		
（一）　ねこ目		
いたち科	（略）	
	テン（マルテス・メランプス）（亜種ツシマテン（マルテス・メランプス・ツエンスィス）を除く。）	
	イタチ（ムステラ・イタツィ）（オスに限る。）	
	チョウセンイタチ（ムステラ・スィビリカ）	
	ミンク（ムステラ・ヴィソン）	
	アナグマ（メレス・メレス）	
（略）		